

秘密指定解除
公文書監理室

秘
無 期 限

北東アジア課長

主席事務官
六条事務官子

韓国人原爆被爆者の補償要求嘆願の

処理に関する会議

47. 9. 6.

ア 北

日時 9月2日 10:00 ~ 12:00

場所 総理府内閣審議室

出席者 内閣審議室 今泉 密
栗田 官

厚生省 ■ 公衆衛生局企画課

佐々木課長補佐

外務省 北東アジア課

六条事務官

衛藤事務官

会議趣旨: 8月8日、在韓の韓国人原爆被爆者

者を代表して 幸 泳 洙 より 田中 総理大臣

宛に日本政府の補償要求■等を求める嘆願

(別添のとおり)

書が提出されたので 内閣審議室で右嘆願

厚生、外務の

に対する応答振りにつき 関係■省の意向を聞いた
雨

うえで決定したいとのことで本件会議を開いた。

2. 会議内容要旨

○ 内閣審議官室： 具体的要望事項は五項目に

目があるが、一つ一つ検討していくか、それとも全体

的な検討を先にしてその後一つ一つやってい

るか。

○ 外務省： 本件検討に入る前にまず、厚

生省より現在国内の被爆者対策一般に

つき簡単に説明しては...

厚生省：現在、政府が行なっている原爆被災

者に対する対策としては、法律によるものと、法律

以外によるものに大別される。

まず、法律によるものについては、原爆被爆者

医療法と原爆被爆者特別措置法がある。

原爆医療法の適用対象者は(1)「認定患

者」(原爆被爆者医療審議会により「原

爆症」と認定された者) (2) 「特別被爆者」

(原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者

「認定患者」ではないが、

「一般疾病」の者。 (3) 「一般被爆者」

の三つのカテゴリーである。(1)については公費(無料)で医療を行ない。(2)については特別社会保険令をひいた自己負担分を公費で医療を行ない。(3)については原則として年2回の健康診断を実施している。(ちなみに、原爆被爆者手帳保持者が約34万、原爆症認定患者は約1万である。)特別措置法は、被爆者に十分な医療を行なわせるよう側面的に諸手当(特別手当、健康管理手当、医療手当、葬祭料)を支給するというものである。

次に法律以外によるものとしては、(1)原爆

孤老対策 — 老人ホーム (広島・長崎各150)

(2) 原爆病院 (経営は自赤) — 広島市内約300

長崎市内約1000位のベツトがある。(3) 原

爆症の研究に対する補助。(4) 広島における

原爆被災復元調査に対する補助等である。

昭和47年度被爆者対策の全予算は115

億6千万程度である。

たゞ、一ツ注意しておきたいのは、かつて被爆者

に対する [REDACTED] 援護措置は、あくまで被災者の特

殊な状況 (放射線と多量に浴びたという

事情) に着眼し、福祉の立場から行なっている

るものであり、補償という観点からのものではない。
の立場

ない。この点 被害者団体側は国の責任造

反という観点から 国家賠償要求をするという

のであり 政府の立場と食違がある。

3. 内閣審議室：それでは上記の説明を前提とし

て一応各項目につき厚生省、外務省の感触を

聞かせてほしい。

(1) 日本政府に対する被害補償の要求

厚生省：日本人に対してさえ、補償はして
おらず、公平という観点から困難
である。 両国間の請求権に

外務省：日韓請求権協定により解決済

であり、日本政府に対する請求権は
に属する問題は解決済みである。
日本政府に付了した請求権はない。

7
口内法

在韓
(2) 韓国人被爆者に対する原爆関係
(医療法、特別措置法)の適用

厚生省：原爆関係国内法は福祉立法であり、したがって属地主義を基本とする。

在外日本人については適用はあるが、
實際上) 法的には主権の問題があり及ぼすことは難しい。適用なし。

○在外の在外人については

外務省：できれば被爆者援護という問題の普偏性にかんがみ、適用の
一部は在外の在外人への適用も検討していい。

(3) 被爆者援護法の立法化

厚生省：口内問題であり、回答の要ありと考える。

外務省：同意見

(4) 「韓国人被爆者福祉センター」設立計画に
対する側面的支援その他医療援助。

厚生省:

韓国政府を通じてのプロジェクトに技術支援
即要請であれば検討する余地あり。

(参考)

1969年、海外医療協力計画の一環
として、海外技術協力事業団で、
韓国人医師5人を受入れ、科学技
術庁放射線総合医学研究所で研
修を行なった。

外務省: この点 ^{は経協の問題あり、法律上支} ~~は経協の問題あり、法律上支~~ 韓国政府から諮
問があれば、厚生省と協議したい。
医師の派遣等 ^{は政府へ一歩で行} ~~は政府へ一歩で行~~
ない ^{は厚生省の意向を} ~~は厚生省の意向を~~ 検討
する ^{は必要} ~~は必要~~ あり。

厚生省
の意向
を
考慮
して
検討
する
こと

(5) 外口人被爆者の実態調査。

厚生省: 現在、韓国外口人被爆者を対
象とした ~~調査~~ 計画はない。
實際上困難である。

内閣府調査: これは、厚生省で本件回答
案の原案を作成し、これを内閣と外務
に示し ~~て~~ ^は ~~て~~ ^は 最終的に回答内

答を決定するにたいし。